小豆島町介護サービスうちのみ (指定居宅介護支援事業) 運営規程

平成18年3月21日 告示第 21 号

改正 平成18年4月 1日告示第 97号 改正 平成18年6月 1日告示第125号 改正 平成19年1月 1日告示第158号 改正 平成19年3月30日告示第 20号 改正 平成21年4月 1日告示第 8号 改正 平成22年4月 1日告示第 17号 改正 平成22年9月 1日告示第 35号 改正 平成23年4月 1日告示第 17号 改正 平成26年3月24日告示第 13号 改正 平成25年9月 1日告示第 62号 改正 平成29年6月 1日告示第 53号 改正 平成31年1月 1日告示第 1号 改正 平成31年3月20日告示第 33号 改正 令和元年9月24日告示第 68号 改正 令和元年12月25日告示第 92号 改正 令和2年3月5日告示第34号 改正 令和4年4月 1日告示第 37号 改正 令和6年4月 1日告示第 40号

(事業の目的)

第1条 この告示は、小豆島町が開設する小豆島町介護サービスうちのみ(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するための人員並びに管理及び運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等が居宅において日常生活を営むのに 必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等をすることができるよ う、当該居宅要介護者等の依頼を受けて居宅介護サービス計画を作成するとともに、 当該計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう指定居宅サービス事 業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
- 2 事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密に連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名称 小豆島町介護サービスうちのみ
 - (2) 所在地 小豆島町片城甲44番地95

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1人(常勤)介護支援専門員と兼務 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員 3人以上(常勤) うち1人管理者と兼務 介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに1月2日及び同月3日及び12月29日から

同月31日までの日を除く。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。 (指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)
- 第6条 指定訪問介護支援提供方法及び内容は、次のとおりとする。
 - (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所内及び利用者宅その他必要と認められる 場所において行うものとする。
 - (2) 使用する課題分析表の種類 利用者の状況を勘案し、書式化されたアセスメント方式を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所内その他必要と認められる場所において開催する。
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 月1回以上とし、必要に応じて訪問するものとする。
- 2 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。
- 3 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、 その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
 - (1) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル未満 525円
 - (2) 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道10キロメートル以上 1,048円
- 4 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で 説明をした上で、支払に同意する旨の文章に署名(記名押印)を受けるものとする。 (通常の事業の実施地域)
- 第7条 通常の事業の実施地域は、小豆島町の区域とする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第8条 事業所は、自ら提供した事業又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定 居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントに対して、 迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善 の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。
- 2 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、小豆島町ハラスメント防止等に関する規則(平成27年小豆島町規則第19号)に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第9条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、 速やかに町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。
- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及 び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱 いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努める。

2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

- 第11条 事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を次の各号に掲げるとおり講じるとともに、虐待を受けているおそれがある場合はただちに防止策を講じ町へ報告する。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
 - (3) 虐待防止等のための責任者を置く。

(業務継続計画の策定等)

- 第12条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修 及び訓練を定期的に実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の 変更を行う。

(衛生管理)

- 第13条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。
- 2 事業所は、当事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努める。
- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を 講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

- 第14条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり 設けるものとし、また、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後12月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 介護支援専門員その他の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を 保持しなければならない。
- 3 事業所は、介護支援専門員その他の従業者であった者に、業務上知り得た利用者 又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの

秘密を保持する旨を、服務宣誓書に記載するものとする。

4 この告示に定める事項のほか、必要な重要事項は、町長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この告示は、平成18年3月21日から施行する。 附 則
- この告示は、平成18年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成18年6月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成19年1月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成19年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成21年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成22年9月1日から施行する。 附 則
- この告示は、平成23年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。 附 則
- この告示は、平成26年4月1日から施行する。 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。 附 則
- この告示は、平成31年4月1日から施行する。 附 即
- この告示は、令和元年10月1日から施行する。 附 則
- この告示は、令和2年1月1日から施行する。 附 則
- この告示は、令和2年3月7日から施行する。 附 則
- この告示は、公布の日から施行する。 附 則
- この告示は、令和6年4月1日から施行する。